


## 相談日



	月	火	水	木	金	土
10:00 ~12:00	○	○	△	○	○	○
13:00 ~16:00	○	○	△	○	○	○

日曜・祝日、年末年始は休み

※まずは、お電話にて相談予約をお取りください

## 対象となる方

### 静岡県にお住まいの方

子ども～大人まで、年代は問いません

障害者手帳、もしくは医師の意見書

をお持ちの方がご利用できます

- 福祉サービスを利用中、またはこれから受けようと考えているご本人、または保護者の方
- お子様に発達の違いや偏りがあり、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用している、または利用しようと考えている保護者の方

～ 費用は **無料** です ～

## 計画相談の手続き

～ はじめて利用するとき ～

- ① お問い合わせ** はじめての方は『び～さぼーと』へお問い合わせください。制度や手続きについてご説明します
- ② 役所での手続** お住まいの障がい福祉課へ相談し、サービス利用のための事前手続きを行ってください
- ③ 相談支援事業所との契約・アセスメント**  
サービス等利用計画や重要事項について説明を受けたうえで、『び～さぼーと』と契約します  
契約後、利用計画作成のためのアセスメントを行います  
ご本人・保護者の方のご希望や、心身の状態や現在の生活状況について教えていただきます
- ④ サービス等利用計画の作成とご確認**  
『び～さぼーと』担当者が作成した計画を、ご本人・保護者の方にご確認いただきます  
承認をいただきましたら、お住まいの役所へ提出します  
ご準備いただくもの ☆役所から受け取った書類一式(お持ちの方のみ) ☆印鑑
- ⑤ 受給者証の受け取りと提出**  
役所から「受給者証」が届きましたら、『び～さぼーと』へコピーを提出してください  
ご準備いただくもの ☆受給者証
- ⑥ 福祉サービス事業所との契約**  
「受給者証」「サービス等利用計画」に基づいて、ご希望のサービス事業所と契約を結びます
- ⑦ 福祉サービス事業所の利用開始** サービス等利用計画に沿って、活動を行います
- ⑧ モニタリング** 利用中のサービスが計画通りに提供されているか、定期的に見直し(モニタリング)をします  
また、サービスに変更・追加等のご希望があれば、随時、計画書の修正をしていきます  
ご準備いただくもの ☆印鑑
- ⑨ 更新** 受給者証の更新に伴って計画書も更新します。役所から更新通知が送られますので、継続申請する方は『び～さぼーと』へもご連絡ください。新たに「サービス等利用計画」を作成します

## 相談支援事業所 び～さぽーと



障がいもちつつ、自分らしく  
地域で安心して生活するために  
福祉サービスを上手に使っていく  
お手伝いをいたします

『び～さぽーと』は

臨床心理士・公認心理師の有資格者が

相談支援専門員として

**障害児相談支援 ・ 計画相談支援**  
を行っています

- 心理学的な視点から見立て、支援計画を立てていくお手伝いをします
- 心理検査・発達検査の結果をお持ちの方は、結果を有効に使い、役立てることができます。ご希望があれば、「Beサポート」での検査をご案内することもできます
- 家庭・学校・福祉サービス事業所での困りごとの相談、課題解決に向けたサポートを行います
- 必要に応じて、役所や医療機関、事業所などの関係機関と連携し、解決につなげていきます

## アクセス & マップ



〒410-0056

沼津市高島町29-11 盟萌ビル203号

(NPO法人 臨床心理オフィス Beサポート内)

**☎ び～さぽーと専用ダイヤル**

**070 - 5258- 1508**

**✉ び～さぽーと専用メール**

besapo-soudan

@be2011.onmicrosoft.com

NPO法人 臨床心理オフィス  
**Beサポート**

相談支援事業所

## び～さぽーと

指定特定計画相談支援  
指定特定障害児相談支援

